第十六条の二第一項第三号ロ	組合	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二第一項第四号	組合員	全ての組合の組合員
第十六条の二第一項第十号	地方公共団体の一時借入れ	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れ
第十六条の二第一項第十一号	厚生年金保険給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
	退職等年金給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る経理
第十六条の二第三項	組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険給付調整積立金等資金、退職等年金給付調整積立金等資金及び経過的長期給付調整積立金等資金
第十六条の二第四項	組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	地方公務員共済組合連合会の経過的長期給付調整積立金等資金
第十六条の三	組合	地方公務員共済組合連合会

（地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の当初額の積立て）

第百四十八条　改正前地共済法第二十四条（改正前地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。第百五十三条において同じ。）に規定する積立金のうち、その額から平成二十七年厚年経過措置政令第百十三条の規定により組合に係る実施機関積立金（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。以下この条において同じ。）として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2　改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から平成二十七年厚年経過措置政令第百十三条の規定により地方公務員共済組合連合会に係る実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

（地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付）

第百四十九条　改正後地共済令第二十一条の二第二項の規定は、地方の組合の経過的長期給付に要する資金について準用する。

（地方の組合の経過的長期給付に係る収入）

第百五十条　平成二十四年一元化法附則第七十六条第二項に規定する政令で定める収入は、当該事業年度における地方の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る収入その他の総務大臣が定めるものとする。

（地方の組合の経過的長期給付に係る支出）

第百五十一条　平成二十四年一元化法附則第七十六条第三項に規定する政令で定める支出は、当該事業年度における地方の組合の経過的長期給付に係る支出その他の総務大臣が定めるものとする。

第百五十二条　改正後地共済令第三十条の六第一項から第三項まで及び第五項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項の規定による国家公務員共済組合連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令第三十条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	法第百十六条の三第一項（第四号を除く。）	平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項
	地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	地方の経過的長期給付に係る概算拠出金の額
第二項	地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	地方の経過的長期給付に係る概算拠出金の額
	法第百十六条の三第一項（第四号を除く。）	平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項
	国家公務員共済組合法施行令第二十八条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員退職手当法の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第百四十八条において準用する国家公務員共済組合法施行令第二十八条第一項
	国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	国の経過的長期給付に係る概算拠出金の額
第三項	国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	国の経過的長期給付に係る概算拠出金の額
	国家公務員共済組合法第二条の三第一項（第四号を除く。）	平成二十四年一元化法附則第五十条第一項

第四章　厚生年金保険給付及び退職等年金給付に関する経過措置

（厚生年金保険給付組合積立金等の当初額の積立て）

第百五十三条　改正前地共済法第二十四条に規定する積立金のうち、その額から第百四十八条第一項の規定により地方の組合の経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、改正後地共済法第二十四条（改正後地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2　改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から第百四十八条第二項の規定により地方の組合の経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、改正後地共済法第三十八条の八第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。